

大村市アライグマ防除実施計画書

令和3年2月12日策定

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
5	現状	1
	(1) 生息状況(分布状況)	1
	(2) 被害状況	1
	(3) 捕獲状況	2
6	防除の目標	2
7	防除の方法	2
	(1) 捕獲区域及び期間	2
	(2) 捕獲方法	2
	(3) 捕獲体制	2
	(4) 捕獲に係る留意事項	3
	(5) 捕獲個体の処分	4
	(6) モニタリング	4
	(7) 被害発生の防止措置	4
	(8) 関係法令の遵守	5
8	合意形成	5
	(1) 土地所有者との調整	5
	(2) 施設管理者との調整	5
9	普及啓発	5

資料

様式1：捕獲従事者台帳

様式2：捕獲作業記録票

様式3：捕獲従事者証

様式4：目撃情報等とりまとめ表

1 計画策定の背景と目的

アライグマは北米原産で、本来日本には生息しておらず、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化するケースが全国的に相次いだことにより、野生化したアライグマが、全国的に深刻な農業被害や生態系被害・生活環境被害を発生させています。

このような状況の中、平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という）においてアライグマは、「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが禁止されるとともに、販売・飼育等も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられています。

本市においては平成23年10月に初めて捕獲され、生息が確認されて以来毎年、捕獲されている状況です。また近隣市町も同様の状況であり、県北では深刻な被害が出ている状況です。今後、生息頭数が増加し、農作物被害や家屋侵入被害、在来の生態系への被害、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症を媒介することも危惧されます。

これらの事態を回避し、アライグマによる被害防止を目的に「外来生物法」に基づく「大村市アライグマ防除実施計画書」を策定するものです。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：プロキユオン・ロトル）

3 防除を行う区域

大村市全域（区域図参照）

4 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

5 現状

（1）生息状況（分布状況）

大村市では平成23年10月に初めて松原地区野岳町でから捕獲され、本市での生息が確認されています。それ以来捕獲頭数が増加し、生息数は不明であるものの、増加傾向にあると推測されます。

（2）被害状況

アライグマによる被害については、スイートコーンや果樹の食害が報告されています。

(3) 捕獲状況

平成23年に初捕獲され、令和2年12月末までに462頭が捕獲されています。

6 防除の目標

本市では、平成23年10月の初捕獲以来、毎年捕獲頭数が増加し、捕獲地区も広がりをみせており、今後も個体数・生息域ともに拡大していくと考えられます。

こうしたことから、本市の農林水産業及び生態系、生活環境に重大な被害を及ぼす恐れのあるアライグマの防除の最終目標は、防除区域からの完全排除とし、当面は新たな個体の侵入・定着の阻止及び当該地域における個体数の低減を目標とします。

7 防除の方法

(1) 捕獲区域及び期間

捕獲は、生息する可能性のある地域において、年間を通じて実施します。

捕獲を行う際には、地域ごとに可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域（重点捕獲地域）を設定して行うこととします。

(2) 捕獲方法

アライグマの生息環境、錯誤捕獲、捕獲事故の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として「箱わな」と「エッグトラップ」による捕獲とします。

(3) 捕獲体制

【地区ごとの捕獲体制づくり】

捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という）は、原則として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という）による狩猟免許（わな猟免許）を有する者としてします。

ただし、狩猟免許を有しない市担当職員、被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、市町村、猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとします。

【捕獲従事者台帳の整備】

本市から捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した「捕獲従事者台帳」（様式1）を整備します。

【捕獲の記録】

捕獲従事者は、「捕獲作業記録票」（様式2）を作成し、大村市農林水産振興課に提出するものとします。また、提出を受けた同課は、「捕獲作業記録票」を基に捕獲状況等を整理するものとします。

（4）捕獲に係る留意事項

本市及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

【錯誤捕獲の防止】

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所を判断するものとします。
- ・箱わな設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。

【事故の発生防止】

- ・事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市が発行する「捕獲従事者証」（様式3）を携帯するものとします。
- ・わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことがないか等周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ・アライグマは寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマの取扱いに当たっては、革手袋を使用し、接触や糞の始末の後には充分手洗いなどを行うようにします。また、万一噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。
- ・使用後の箱わなは、洗浄、バーナー等による消毒を行い、感染症等を防止します。
- ・捕獲に使用する箱わなには、猟具ごとに、市発行の外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載し装着することとします。

【その他】

- ・アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮します。
- ・わなの設置に当たり、アライグマの嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせ

ることのないよう適切に行うようにします。

- ・鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されることのないよう適切に実施することとします。
- ・鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わないこととします。
- ・鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととします。
- ・鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこととします。
- ・鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこととします。
- ・銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為を行わないこととします。

(5) 捕獲個体の処分

【処分方法】

捕獲したアライグマは原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分します。

【殺処分後の個体処理】

殺処分後の個体については、放置せず速やかに焼却又は埋設等により適切に処理します。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、できる限り焼却処理をすることとするが、やむを得ず埋設する場合は、悪臭の発生防止や感染症対策などを講じ、公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

(6) モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させるよう努めます。

住民や捕獲従事者から収集したアライグマの目撃・被害情報を、「目撃情報等とりまとめ表」（様式4）に記録します。

(7) 被害発生の防止措置

自治会や農業団体等地域ぐるみで、アライグマの生態的特性を踏まえた予防措置、

被害発生防止に取り組み、被害の事前回避および軽減を図ります。

【被害予防措置】

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・残飯を屋外に放置しない。
- ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

【家屋等への侵入防止】

- ・人家の屋根裏、納屋、廃屋等への侵入を防ぐため、換気口や隙間を金網などでふさぐ。
- ・人家への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたき、追い出した後侵入箇所をふさぐようにする。

(8) 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の他、関係法令を遵守するものとします。

8 合意形成

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努めます。

(1) 土地所有者との調整

防除を行う地域の土地所有者に対して、防除実施内容に係る連絡を行います。
なお、説明を求められた場合には直接説明し理解を得るよう努めます。

(2) 施設管理者との調整

防除を行う地域に存する河川、水路等土地改良施設や緑地等の管理者に対しては、防除内容に係る連絡を行います。なお、説明を求められた場合には直接説明し理解を得るよう努めます。

9 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため広報誌やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるとともに、目撃情報等の幅広い情報提供を求めるものとします。

なお、捕獲従事者以外の者がアライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとします。